明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定（一三）　二
〔告　示〕
○社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務三八三）　一四
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（同三八四）　一四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件（同三八五）　一六
〔官庁報告〕
国家試験
司法書士試験合格者（法務省）　一九
通関士試験合格者（財務省）　二〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　二四
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター令和二事業年度財務諸表、独立行政法人国立科学博物館第二十期事業年度財務諸表、独立行政法人国際観光振興機構令和二事業年度財務諸表関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二第一項の届出関係　二七
会社その他
会社決算公告　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定（条約第一三号）（外務省）

この協定は、日本国とフィンランドとの間で年金制度及び雇用保険制度への強制加入に関する法令について適用の調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金を受給する権利を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険とし、雇用保険制度に関し、失業等給付に関する雇用保険制度とする。フィンランドについては、年金制度に関し、所得比例年金制度の下での老齢年金、障害年金及び遺族年金とし、雇用保険制度に関し、失業保険に関する制度とする。（第二条関係）

㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けており、又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であって一方の締約国内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　年金制度に関し、一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　年金制度に関し、一方の締約国の制度に加入し、かつ、他方の締約国に一時的に派遣される被用者については、当該他方の締約国内で雇用契約を締結していない場合又は当該他方の締約国内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが当該一方の締約国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合には、当該被用者の派遣期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。また、一方の締約国の制度に加入し、かつ、当該一方の締約国において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国内で自営業者として一時的に就労する場合には、自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第七条関係）

㈢　雇用保険制度に関し、一方の締約国の制度に加入し、かつ、他方の締約国に一時的に派遣される被用者については、当該他方の締約国内で雇用契約を締結していない場合又は当該他方の締約国内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが当該一方の締約国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合には、当該被用者の派遣期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第一二条関係）

㈣　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条まで及び第一二条の規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　給付に関する規定

㈠　日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、フィンランドの法令による保険期間を考慮する。（第一四条関係）

㈡　第一四条の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合に日本国の実施機関が用いる当該給付の額の計算の方法等、日本側にのみ適用される特別の事項について定める。（第一五条～第一七条関係）

㈢　フィンランドの実施機関は、両締約国の法令による保険期間が成立している場合には、フィンランドの法令による給付を受ける資格を決定するに当たり、必要があるときは、日本国の法令による保険期間を考慮する。この規定の適用により給付を受ける権利を取得する受給者に対する給付の額の計算について定める。（第一八条関係）